

毎週火・金曜日発行

# 山口県報

平成21年  
5月1日  
(金曜日)

## 目次

告示	1
土地改良区定款変更の認可(農村整備課)	1
公告	1
製菓衛生師試験の実施(生活衛生課)	1
調理師試験の実施(生活衛生課)	2
鳥獣保護区の指定の案の縦覧(自然保護課)	3
特別保護地区の指定の案の縦覧(自然保護課)	3
特別保護地区の変更の案の縦覧(自然保護課)	3
公安委規則	4
警察署協議会規則の一部を改正する規則	5
風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する条例施行規則の一部を改正する規則	5



### 山口県告示第二百八号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第三十条第二項の規定に基づき、土地改良区の定款の変更を次のとおり認可した。

平成二十一年五月一日

山口県知事 二井 関 成

土地改良区の名

認可年月日

宇部市藤河内土地改良区

平成二一、四、二三

田万川小川地区土地改良区

〃 〃 〃

由宇土地改良区



### (二四九) 製菓衛生師試験の実施

製菓衛生師法(昭和四十一年法律第十五号)以下「法」という。(第四条第一項の規定により、製菓衛生師試験を次のとおり実施します。

平成二十一年五月一日

山口県知事 二井 関 成

#### 一 試験の日時

平成二十一年八月九日(日曜日)午後一時三十分から午後三時三十分まで

#### 二 試験の場所

山口市秋穂二島一〇六二番地

山口県セミナーパーク

#### 三 試験科目

試験は、次に掲げる科目について筆記試験により行う。

#### (一) 衛生法規

(二) 公衆衛生学

(三) 食品学

(四) 食品衛生学

(五) 栄養学

(六) 製菓理論

(七) 製菓実技

#### 四 受験資格

法第五条又は附則第二項に規定する者であること。

#### 五 受験願書の受付期間

平成二十一年五月十八日(月曜日)から同年六月十日(水曜日)まで(郵送の場合

は、六月十日までの消印のあるものは、有効とする。)

#### 六 受験願書の提出先

(一) 県内に居住する者

住所地を所管する保健所

(二) 県外に居住する者

山口市滝町一番一号(郵便番号七五三一八五〇一)  
山口県環境生活部生活衛生課

七 提出書類

- (一) 受験願書
- (二) 履歴書
- (三) 写真(縦四・五センチメートル、横三・五センチメートルとし、出願前六月以内に撮影した無帽、正面向き及び上半身像のものとする。)
- (四) 法第五条第一号に該当する者にあつては、同号に該当する者であることを証する書類
- (五) 法第五条第二号に該当する者にあつては、最終学校の卒業証明書及び菓子製造業務従事証明書
- (六) 法附則第二項に規定する者にあつては、菓子製造業務従事証明書
- 八 受験手数料  
九千四百円に相当する山口県収入証紙を受験願書の所定の欄にはること。この収入証紙には、消印をしないこと。
- 九 合格者の発表等
  - (一) 合格者の発表日等については、試験当日通知する。
  - (二) 試験の得点の開示は、山口県環境生活部生活衛生課において行うので、試験の得点の開示を受けようとする受験者は、合格者の発表日以後、受験票を提示してその旨を知事に申し出ること。
- 十 その他
  - (一) 受験案内、受験願書等の請求は、最寄りの保健所又は山口市滝町一番一号 山口県環境生活部生活衛生課にすること。郵便で請求する場合は、封筒の表に「製菓衛生師試験」と朱書きし、百二十円分の切手をはったあて先明記の返信用封筒を同封すること。
  - (二) この試験についての問合せは、最寄りの保健所又は山口県環境生活部生活衛生課(電話〇八三一九三三―二九七四)にすること。郵便で問い合わせる場合は、往復はがきを使用するか、又は八十円分の切手をはったあて先明記の返信用封筒を同封の上すること。

(二五〇) 調理師試験の実施

調理師法(昭和三十三年法律第四百七十七号)第三条の二第一項の規定により、調理師試験を次のとおり実施します。

平成二十一年五月一日

山口県知事 二井 関成

一 試験の日時

平成二十一年八月九日(日曜日)午後一時三十分から午後三時三十分まで

二 試験の場所

山口市秋穂二島一〇六二番地  
山口県セミナーパーク

三 試験科目

試験は、次に掲げる科目について筆記試験により行う。

- (一) 食文化概論
- (二) 衛生法規
- (三) 公衆衛生学
- (四) 栄養学
- (五) 食品学
- (六) 食品衛生学
- (七) 調理理論

四 受験資格

学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)第五十七条に規定する者で、多数人に対して飲食物を調理して供与する施設又は営業で調理師法施行規則(昭和三十三年厚生省令第四十六号)第四条に定めるものにおいて、一年以上調理の業務に従事したものである。

五 受験願書の受付期間

平成二十一年五月十八日(月曜日)から同年六月十日(水曜日)まで(郵送の場合は、六月十日までの消印のあるものは、有効とする。)

六 受験願書等の提出先

- (一) 県内に居住する者  
住所地を所管する保健所
- (二) 県外に居住する者  
山口市滝町一番一号(郵便番号七五三一八五〇一)  
山口県環境生活部生活衛生課

七 提出書類

- (一) 受験願書
- (二) 履歴書

- (三) 写真(縦四・五センチメートル、横三・五センチメートルとし、出願前六月以内に撮影した無帽、正面向き及び上半身像のものとする。)
- (四) 最終学校の卒業証明書(氏名が卒業証明書記載の氏名と異なる場合は、戸籍の謄本又は抄本を添付すること。)
- (五) 調理業務従事証明書

八 受験手数料

六千円に相当する山口県収入証紙を受験願書の所定の欄にはること。この収入証紙には、消印をしないこと。

九 合格者の発表等

- (一) 合格者の発表日等については、試験当日通知する。
- (二) 試験の得点の開示は、山口県環境生活部生活衛生課において行うので、試験の得点の開示を受けようとする受験者は、合格者の発表日以後、受験票を提示してその旨を知事に申し出ること。

十 その他

- (一) 受験案内、受験願書等の請求は、最寄りの保健所又は山口市滝町一番一号 山口県環境生活部生活衛生課にすること。郵便で請求する場合は、封筒の表に「調理師試験」と朱書きし、百二十円分の切手をはったあて先明記の返信用封筒を同封すること。
- (二) この試験についての問合せは、最寄りの保健所又は山口県環境生活部生活衛生課(電話〇八三一九三三―二九七四)にすること。郵便で問い合わせる場合は、往復はがきを使用するか、又は八十円分の切手をはったあて先明記の返信用封筒を同封の上すること。

(二五二) 鳥獣保護区の指定の案の縦覧

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律(平成十四年法律第八十八号)第二十八条第一項の規定により、鳥獣保護区を指定したいので、同条第四項の規定により、当該指定に係る鳥獣保護区の名称、区域、存続期間及び当該鳥獣保護区の保護に関する指針の案を次のとおり縦覧に供します。

平成二十一年五月一日

山口県知事 二井 関 成

- 一 鳥獣保護区の名称  
蓋井鳥獣保護区

- 二 鳥獣保護区の区域  
下関市蓋井島全域(面積 二三五ヘクタール)
- 三 鳥獣保護区の存続期間  
平成二十一年十一月一日から平成三十一年十月三十一日まで
- 四 鳥獣保護区の保護に関する指針の案

(一) 鳥獣保護区の区分

集団繁殖地

- (二) 指定の目的  
当該区域は、カラスバトが集団で繁殖しており、鳥類の保護のため重要な区域であると認められることから、鳥獣保護区として指定し、当該区域内の鳥獣の保護を図る。

五 縦覧の期間

平成二十一年五月一日から同月十四日まで

六 縦覧の場所

山口県下関農林事務所

(二五二) 特別保護地区の指定の案の縦覧

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律(平成十四年法律第八十八号)第二十九条第一項の規定により、特別保護地区を指定したいので、同条第四項において準用する同法第二十八条第四項の規定により、当該指定に係る特別保護地区の名称、区域、存続期間及び当該特別保護地区の保護に関する指針の案を次のとおり縦覧に供します。

平成二十一年五月一日

山口県知事 二井 関 成

- 一 特別保護地区の名称  
峨嵋山鳥獣保護区特別保護地区
- 二 特別保護地区の区域  
峨嵋山鳥獣保護区一円の区域(面積 四七ヘクタール)
- 三 特別保護地区の存続期間  
平成二十一年十一月一日から平成三十一年十月三十一日まで
- 四 特別保護地区の保護に関する指針の案

(一) 特別保護地区の区分

身近な鳥獣生息地

(一) 指定の目的

当該区域は、広葉樹を中心とした森林を有し、ウグイス、メジロ、ヤマガラ等の各種の鳥獣にとって良好な生息環境にあるものと認められることから、特別保護地区として指定し、当該区域内の鳥獣及びその生息地の保護を図る。

五 縦覧の期間

平成二十一年五月一日から同月十四日まで

六 縦覧の場所

山口県周南農林事務所

一 特別保護地区の名称

霜降山鳥獣保護区特別保護地区

二 特別保護地区の区域

霜降山鳥獣保護区内の山口県指定史跡霜降城跡の全域(面積 七〇ヘクタール)

三 特別保護地区の存続期間

平成二十一年十一月一日から平成三十一年十月三十一日まで

四 特別保護地区の保護に関する指針の案

(一) 特別保護地区の区分

森林鳥獣生息地

(二) 指定の目的

当該区域は、広葉樹を中心とした森林を有し、オオルリ、メジロ、ヤマガラ等の各種の鳥獣にとって良好な生息環境にあるものと認められることから、特別保護地区として指定し、当該区域内の鳥獣及びその生息地の保護を図る。

五 縦覧の期間

平成二十一年五月一日から同月十四日まで

六 縦覧の場所

山口県美祢農林事務所

(一五三) 特別保護地区の変更の案の縦覧

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律(平成十四年法律第八十八号)第二十九条第一項の規定により指定した特別保護地区を変更したいので、同条第四項において準用する同法第二十八条第四項の規定により、当該変更に係る特別保護地区の名称、区域、存続期間及び当該特別保護地区の保護に関する指針の案を次のとおり縦覧に供します。

平成二十一年五月一日

山口県知事 二井 関成

一 特別保護地区の名称

羅漢山鳥獣保護区特別保護地区

二 特別保護地区の区域

羅漢山鳥獣保護区内の広島県と山口県との境界線と県道佐伯錦線との交点を起点とし、同所から同境界線に沿って南に進み、八〇七三林班の二の二小班と二の四小班との小班界に至り、同所から同小班界に沿って西に進み、八〇七二林班の一の六小班と一の七小班と八〇七三林班の二の二小班と二の三小班と二の四小班との小班界の接点に至り、同所から八〇七二林班の一の六小班と一の七小班との小班界に沿って西に進み、同林班の一の六小班と一の七小班と一の九小班との小班界の接点に至り、同所から同林班の一の六小班と一の九小班と一の〇小班との小班界の接点に至り、同所から同林班の一の六小班と一の〇小班との小班界に沿って西に進み、岩徳森林計画区の区域の境界線に至り、同所から同森林計画区の区域の境界線に沿って西に進み、岩国市錦町大原と本郷町本谷との大字界線に至り、同所から同大字界線に沿って南西に進み、錦町宇佐郷と錦町大原と本郷町本谷との境界点に至り、同所から錦町宇佐郷と本郷町本谷との大字界線に沿って南西に進み、四〇五〇林班と六二〇七林班と六二〇〇林班との林班界の接点に至り、同所から六二〇七林班と六二〇〇林班との林班界に沿って北に進み、六二〇七林班と六二〇八林班と六二〇〇林班との林班界の接点に至り、同所から六二〇七林班と六二〇八林班と六二〇〇林班と北に進み、同森林計画区の区域の境界線に至り、同所から同森林計画区の区域の境界線に沿って北東に進み、六二〇七林班と六二〇八林班との林班界に至り、同所から同林班界に沿って北に進み、同県道に至り、同所から同県道に沿って東に進み、六二〇六林班の九の一の一小班の西端に至り、同所から同森林計画区の区域の境界線に沿って南に進み、岩国市有林と民有林との境界線に至り、同所から同市有林と民有林との境界線に沿って北東に進み、六二〇一林班と六二〇七林班との林班界に至り、同所から六二〇一林班と六二〇七林班との林班界に沿って北に進み、六二〇一林班と六二〇六林班と六二〇七林班との林班界の接点に至り、同所から六二〇一林班と六二〇六林班との林班界に沿って北に進み、同市有林と民有林との境界線に至り、同所から同市有林と民有林との境界線に沿って北東に進み、同県道に至り、同所から同県道に沿って北東に進み、起点に至る線によって囲まれた区域(面積 一〇二ヘクタール)

三 特別保護地区の存続期間

平成二十一年十一月一日から平成二十七年十月三十一日まで  
 四 特別保護地区の保護に関する指針の案

(一) 特別保護地区の区分  
 森林鳥獣生息地

(二) 指定の目的

当該区域は、針葉樹を中心とした森林を有し、アカゲラ、オオルリ、ハチクマ等の各種の鳥獣にとって良好な生息環境にあるものと認められることから、特別保護地区として指定し、当該区域内の鳥獣及びその生息地の保護を図る。

五 縦覧の期間

平成二十一年五月一日から同月十四日まで

六 縦覧の場所

山口県岩国農林事務所



警察署協議会規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十一年五月一日

山口県公安委員会

**山口県公安委員会規則第三号**

警察署協議会規則の一部を改正する規則

警察署協議会規則（平成十三年山口県公安委員会規則第八号）の一部を次のように改正する。  
 第三条の表を次のように改める。

一	山口県岩国警察署協議会、山口県山口警察署協議会、山口県宇部警察署協議会及び山口県下関警察署協議会	十五人
二	山口県周南警察署協議会	十三人
三	山口県防府警察署協議会及び山口県萩警察署協議会	十人
四	山口県柳井警察署協議会及び山口県長府警察署協議会	九人

五 山口県山口南警察署協議会及び山口県山陽小野田警察署協議会

六 山口県光警察署協議会

七 山口県下松警察署協議会

八 前各号に掲げる協議会以外の協議会

五人 六人 七人 八人

附則

この規則は、平成二十一年六月一日から施行する。

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十一年五月一日

山口県公安委員会

**山口県公安委員会規則第四号**

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する条例施行規則（昭和六十年山口県公安委員会規則第一号）の一部を次のように改正する。

別表第一の二徳山朝鮮初・中級学校の項を削る。  
 附則

この規則は、公布の日から施行する。

平成二十一年五月一日  
発行

発行所

山口県知事  
庁